

会 議 録

会 議 の 名 称		令和5年度(2023年度)第1回豊中市男女共同参画審議会(WEB会議併用)		
開 催 日 時		令和5年(2023年) 8月31日(木) 14時00分 ～ 15時40分		
開 催 場 所		市役所第二庁舎4階第1会議室	公 開 の 可 否	☒ 可 ・ 不可 ・ 一部不可
事 務 局		市民協働部 人権政策課	傍 聴 者 数	10人
公 開 し な か っ た 理 由				
出席者	委 員	山中委員(会長)、西尾委員(職務代理者)、倉垣委員、大内委員、 青竹委員、宮前委員、山本委員、石塚委員、河本委員、古川委員、野田委員、 浦委員、奥田委員 (名簿順)		
	事 務 局	宮城市民協働部長、山口市民協働部人権文化担当理事 堀山次長兼人権政策課長、 土田主幹(女性支援担当)、小林係長、水谷主査		
	そ の 他			
議 題		1. 令和4年度(2022年度)第3次豊中市男女共同参画年次報告書(案)について 2. その他 ・令和5年度に実施する取組みについて(報告) ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要について(情報提供) ・「(仮称)豊中市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の新設について」(情報提供)		
審 議 等 の 概 要 (主な発言要旨)		別紙のとおり		

令和 5 年度第 1 回豊中市男女共同参画審議会 議事概要

日時：令和 5 年（2023 年）8 月 31 日（木）14 時～15 時 40 分

場所：WEB 会議システム「Zoom」を使用し開催

（事務局：豊中市役所第二庁舎 4 階第 1 会議室）

【出席委員】

山中委員（会長）、西尾委員（職務代理者）、倉垣委員、大内委員、青竹委員、
宮前委員、山本委員、石塚委員、河本委員、古川委員、野田委員、浦委員、奥田委員

【事務局】

宮城市民協働部長、山口市民協働部人権文化担当理事、堀山次長兼人権政策課長、
土田主幹（女性支援担当）、小林、水谷、

【傍聴者】10 名

【本審議会の開催方法について】

WEB 会議

●開会

●審議会の運営について－審議会の公開について－

（会議は原則公開とすることを了承）

●WEB 開催についての注意事項

●資料の確認

- ・次第
- ・豊中市男女共同参画審議会委員名簿（第 10 期）
- ・【資料 1】令和 4 年度（2022 年度）第 3 次豊中市男女共同参画計画年次報告書（案）
- ・【資料 2】令和 4 年度（2022 年度）第 3 次豊中市男女共同参画計画年次報告書 概要版（案）
- ・【資料 3】令和 5 年度実施する取組みについて
- ・【資料 4】困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要について
- ・【資料 5】「（仮称）豊中市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の新設について」
- ・【参考資料 1】豊中市男女共同参画審議会規則
- ・【参考資料 2】豊中市男女共同参画審議会の傍聴要領

●委員・事務局の紹介

●成立要件の確認

<案件 1 令和 4 年度第 3 次豊中市男女共同参画計画年次報告書（案）について>

事務局：資料 2 について説明

会 長：ただいまの説明及び資料 1.2 について、ご質問、ご意見があればいただきたい。

委員：P2について、これまで使用されていた「To you」から電子教材「With you」に代わって、これまで冊子で配られていたが、今はタブレットが一人一台配布されたので、電子教材となったが、使い方について意見がある。冊子のときよりも電子になって利用しづらくなった。例えば、タブレットに「With you」のアイコンをいれて、そこをクリックするとそこから教材がでてくるような仕組みがあれば現場としては便利だと思う。せっかくいい教材なのに準備に時間がかかってしまうという課題がある。

事務局：今の意見については教材を検討する中でも出ていたが、なぜアイコン等にできないかという、教材にインタビューの動画があり、その動画をホームページにのせてしまうと誰でも目に触れてしまう状態となる。インタビューを受けてもらう際に教材として使用することで承諾いただいた。アイコンを作るとそこからホームページにアクセスすることになるためそのような利用方法ができない状況となっている。

委員：インタビューは難しいとしてもその他の教材の部分についてはタブレットからアクセスしやすいようにしてほしい。

事務局：紙ではない電子教材のメリットについては、文字を拡大できる、音声で読み上げる等があげられるので、アクセスしやすいようにしていくことはまた可能な範囲で検討していきたい。

委員：P3について、目標値が令和8年度となっているがそれぞれの項目についてはかつこの中の年度が違っている。前倒しで目標設定しているということか。P12の棒グラフについては数値が内数を表していないのではないか。

事務局：目標値については、指標によっては意識調査ではかる項目があり、意識調査を行う年度が5年に1回等決まっているため実施する年を記載している。直近ではかれるものについては直近の目標値としている。棒グラフについては訂正します。

委員：P8で市の各役職階級者に占める女性の割合と市の学校の教頭以上に占める女性の割合について、役職階級が低いほど女性の比率が高く、階級が高いほど女性の比率が低い。係長級は意思決定に携わらないため女性が昇進しやすいが、意思決定にかかわる層になると女性が格段に減る図式となっている。役職の上に行くほど女性が役職つきにくいのかという根本の原因を解決していくことが必要だと考える。また学校についても小学校より中学校、高校の方が校長先生の女性の割合が低いと聞く。そのあたりの現状の数値を把握して検討していったらよいのではないかと。また自治会やNPOなどの地域活動の場で男女平等になっていると思う人の割合についても女性と男性の比率の差がでていて、男性は平等だと思っているけど女性は思っていないということが表れている。この部分も根本の原因を探っていったらいいのではないかと。

事務局：係長級は女性の比率が高いが課長級になるとその半分くらいになっているという点については、当時入職した女性職員の割合にもよる。現在は入職する女性の割合が半数を超えているが課長級以上や部長級については女性の人数が半分まで達していなかったため女性職員の数も関係あると考えられる。学校についても、教育委員会から、小学校は女性教員が多いが中学校になると女性教員の数全体の数からいうと割合が少ないと聞いている。自治会については、昨年度、地域活動をされている女性の方から地域で活動している方は年配の男性が中心となっていることが多く、女性が活動しにくい。固定的な性別役割分担意識や、アンコンシャスバイアスにとらわれて地域の中でも男性がリーダー女性がサブということになっていると担当課を通じて聞いた。今年度はそういった地域の活動の中で啓発に取り組んでいきたいと思っている。今年度、機構改革で人権政策課は市民協働部の所属となり、市民協働部にコミュニティ政策を担当している課があるため連携して地域の

意識啓発に努めていきたいと考えている。

委員：セミナー等を実施して、定員に対して何割くらいの参加があったのかや、人気で定員オーバーになったため同じものを複数回するのかとか、同じ内容で継続していくがセミナーの内容を少しかえるとか実施したことによるフィードバックを聞きたい。

事務局：女性活躍促進支援事業でのセミナーについては、それぞれ連続講座で4回実施している。経営者・管理職セミナーは定員を25人で募集したが、定員は埋まらず、延べで29人の方が参加した。参加を申込しても連続での参加が難しく欠席される方もあった。そのような反省を踏まえて今年度は、1回でも参加してもらえるようなテーマを設定していこうと考えている。また女性社員セミナーとしていたが、受講者からセミナーの内容を同僚の男性にも聞いてほしいという提案があったため今年度は一般社員として募集しようと考えている。啓発については指定管理者でも行っているが、定員の250%以上の応募があり、市民のニーズに応えていると考えている。

委員：性別の枠を超えて多くの方に知っていただきたいので、時間的な工夫、講座の回数やプログラム内容の工夫をしていくことで参加率も変わってくるのではないかな。アンケート等を十分に参考にさせていただいたら啓発が推進していくと思う。

委員：P8について、2点質問がある。まず市の男性職員の配偶者の出産に伴う休暇取得率について、男性の産休取得率は各企業でも取得率を上げようと努力しているが、実質的な日数ではなく休暇を取ったか取らなかったかというカウントの仕方をしていると聞いている。市における男性の出産休暇取得率を集計する際に取得した日数について公表する予定はあるか。

事務局：取得した日数については現時点では把握していない。豊中市の取組としては男性職員の育児取得率を上げるために必ず所属長の方から取得を促すよう、該当する職員と事前に面談をして育児休暇の計画をたてるようにしている。休みやすい環境を作るために休んでいる間の仕事の割り振り等を事前に話し合うようにしている。

委員：代替の手当てをどうするのか等の問題点を分析していただいて、取り組みに繋げてほしい。2点目の質問はP5にある両親教室についてで、参加募集は各病院で行っていると思うが、市が実施することによるメリットと感じている点があれば教えてほしい。

事務局：おやこ保健課から聞いているところでは、コロナのときは対面での開催ができないのでオンラインでの開催していた。参加者も多いと聞いている。市が実施する意味はあると思う。

委員：コロナ禍の間にオンラインでの実施が普及したことはメリットではあると思うが、特に初めて子育てをされる方がネット等で自分で調べるのではなくて、講義をしていただけるということが非常に助かるのではないと思われる。できるだけ周知をしてほしい。

会長：市の両親学級は土日にやっているのか。

事務局：対面のときは男性の方の参加が仕事が休みでないと参加できないので土日にやっていたと思う。

- 委員：私も土曜日に初めての子供の時に両親教室に参加させていただいた。対面だったが、新生児の人形を使っておむつの替え方や沐浴の仕方などをさせてもらった。病院では助産師がするのを見ているだけだったので実体験は非常に助かった。
- 委員：P85に関連して、加害者についての施策があるが、日本のDVの施策の限界として被害者を加害者から離して安全を保つということに終始している。加害者を変えない限り被害者の安全、安心の日は来ない。そこで加害者への取組は大事である。大阪府では加害者更生プログラムやっている団体もある。そういうところの情報を加害者がわかった場合に提示しているのか、受講代金の補助をしている自治体もあるが、今後情報提供していくのかどうか教えてほしい。
- 事務局：過去に情報提供をしたことはある。被害者から加害者を参加させたいという希望があり情報提供した。加害者更生プログラムは参加しなければいけない回数が多いため途中で挫折することもあるため、男性相談も併せて紹介させていただいた。
- 委員：受講費用の援助なども検討していったほしい。
- 会長：加害者更生プログラムについて、実行していくのにハードルがいくつもあるが、もう一つの方向性として幅広い対象に啓発するときに、加害者が気づくというのはむづかしいが自分が行っていることが支配とコントロールになっていないかとか、精神的暴力になっていないかと気づいてもらえるように耳にいれてもらうことが一つの方法かなと思われる。
- 委員：DVに関して、男性と女性の体力はどれだけ違うのかというと、中学ぐらいまでは同じか女性が少し勝っている時期があるが、データをみると全身の筋力を反映するとされる握力は、13歳以上になると男性の方が生涯ずっと女性よりも勝っている。女性は最高が30キロ程度になるが、男性の場合は50キロくらいまでいく。高齢になっても男女差は1.5倍くらいある。そうすると1対1の場合女性は嫌な時には嫌と言って男性から逃れられないこともあるため、女性側が被害にあわないための知識をどこかで教えておかないといけないのではないかと考える。
- 委員：P14にDVの相談件数があるが、内訳があるのであれば参考になると思う。体力的な差だけでなく経済的な差も原因の一つではないかと考えている。賃金格差が大きくなっているのも、特に離婚後の母子家庭の収入は父子家庭の収入の半分というデータもある。ここからDVから逃れたいが経済的な理由で逃れられないという、そういう格差がDVを増長させるのではないかと考える。P8、9については子供に対しての啓発として考えると校長先生が女性であるというのを見て、言葉で説明するよりも女性がリーダーシップをとっているというのを見て影響を受けるのではないかと。育休取得率については、より効果的に見えるように世界と比較してみるというのも一つではないか。
- 委員：市の学校の教頭以上に占める女性の割合について、男女共同参画白書を用いることが多いが令和4年版に職位別の男女の割合を掲載していて、小学校の校長先生の場合は23.4%が女性、中学校になると8.7%、高校になると8.4%となる。もともと教員の男女の総数かなり違うので割合が変わるのも当然ではあるが、小学校とそれ以上との差がある中で豊中市はうまくいっている方という印象はある。やはり、データの示し方で教育段階別でみていくと小学校に偏っている可能性もあるので、男女共同参画白書をモデルにしながらデータを示していく工夫があってもいいのではないかと。

事務局：教育委員会がデータをもっていると思うので改善できる点は改善していけたらと考える。

＜案件２ その他＞

事務局：資料３、４、５及び年次報告書の公表スケジュールについて説明

会 長：ただいまの説明について、ご質問、ご意見があればいただきたい。

委 員：資料４にある「アウトリーチの実施」について、具体的にはどのようなことを行うのか。

事務局：困難女性支援法において、アウトリーチが求められている。例えばDV被害者の支援については役所の各窓口
に同行するなどの同行支援や役所の窓口に来られない方についてはこちらから行って話をきいたりする訪問支
援も行っていて、そのような伴走型の支援を想定している。

会 長：法律の中では、特に若年女性で例えば繁華街にいてなかなか家に帰れない等の様々な問題を抱えている女
性に対して、こちらから出かけて行ってその場で相談にのるなどを行うこともアウトリーチとして想定している。

委 員：資料３の「各事業所に女性の活躍推進を促す新たな制度について」どのような制度になるのか概要だけでも
教えてほしい。市内事業所に宣伝したいと思う。

事務局：大阪府に、「いきいき事業者登録・認証・表彰制度」があるが、大阪府の制度の基準より豊中市では登録の
基準のハードルを下げて、登録してもらい、登録していただいた事業者から認証の申込をしてもらう。登録して
いただいた事業者については市のホームページで取組を紹介したいと思っている。認証を受けた事業者につい
ては、市で認証のロゴの作成を検討していてそのロゴを事業者のチラシ等に使っていただくことを想定している。ま
た、一般競争入札での加点評価につなげていきたいと思っている。

会 長：資料３の「困難をかかえる女性への支援」について、DV防止法では配偶者からの暴力については緊急一時
保護というものがあるが、これは、恋人や配偶者以外の親族から暴力を受けている人を緊急一時保護するとい
うことが新たな取り組みとなるのか。

事務局：一時保護につきましては、大阪府が措置しての保護となるが、本人の事情で大阪府で保護ができない場合に、
それでも危険性があるため民間の支援団体で保護してもらうことを目的としている。

会 長：困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針の中で「国籍を問わず支援する」や
「性自認が女性である人の支援を検討する」と明記されている。豊中市は国際交流センターが多領域で支援
を行っていることが今回の年次報告書でわかるのでこれからの困難女性支援法についても豊中市らしい体制を
くんでほしい。

以上